

議員の定数特例

- 新設合併(対等合併)の場合
設置選挙をする場合、法定定数の2倍まで定数増が可能
- 編入合併(吸収合併)の場合
増員選挙および1回目の一般選挙で、人口比に応じた定員増が可能

議員の在任特例

- 新設合併(対等合併)の場合
協議により、合併前の議員全員、合併後2年を超えない範囲で任期延長可
- 編入合併(吸収合併)の場合
編入をする市町村の議員の任期まで、編入される議員の任期を延長可